

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則の改正概要について

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 趣旨

レジオネラ症発生防止対策を強化するために、入浴施設の衛生管理に関する基準を新たに設けた「旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」が令和6年7月1日に施行される。

この度は、公衆浴場法施行条例の改正を受け、公衆浴場法等の法令及び条例の施行に関し必要な事項を定める以下の規則について、所要の改正を行うものである。

併せて、公衆浴場法施行規則の改正に伴う引用条項の修正を行うものである。

2 改正を行う規則

公衆浴場法施行細則

3 改正内容

- (1) 条例改正に伴う条項ずれの修正
- (2) 施行規則の改正に伴う引用条項の修正

4 施行期日

令和6年7月1日（3（2）については、公布日施行）